

《東通消防署からのお知らせ》



○2018年度 統一標語

『忘れてない？ 財布にスマホに 火の確認』

○実施期間 10月15日(月)～10月21日(日) ※防火パレード 10月15日実施予定

『住宅用火災警報器』は、10年を目安に交換をおすすめします！

住宅用火災警報器の交換の目安としては、取り付けから10年となっています。いま一度自宅に取り付けている住宅用火災警報器の確認をお願いします。

また、一般住宅でも設置義務化されていますので、まだ設置されていない方は設置しましょう。

薪ストーブによる火災に注意！

近年、薪ストーブに起因する火災が頻発しています。薪ストーブによる火災を防止するために、以下のことに気をつけましょう。

1. 薪ストーブや煙突を正しく設置すること。

薪ストーブを設置する場合は、前方1.5m、側方・後方1m以上、可燃物から距離をとらなければいけません。

煙突を設置する場合、壁等の貫通部は木材等の可燃物から15cm以上離すか、厚さ10cm以上の不燃材料(めがね石など)で煙突を覆わなければいけません。

2. 薪ストーブの周囲に燃えやすいものを置かない。

周囲に洗濯物を乾かすことも火災の原因となります。十分に離してください。特に、ストーブの上部に干すのは大変危険ですので、絶対にしないでください。

3. ストーブから離れる際は、扉やふたを確実に閉める。

扉やふたが開いていると、火の粉が飛散し火事になる場合があります。ストーブから離れる際は、扉やふたを確実に閉めましょう。

4. 不燃材料製のたき殻受けを設置すること。

たき口からたき殻(取灰)等の火種が落ちた場合の受け皿として、たき殻受けを設置しなければいけません。また、取灰には、火種が残っている可能性がありますので、直接ゴミ箱や段ボールに捨てたりせず、確実に消火していることを確認しましょう。

5. 煙道火災を予防する

煙突内にタールが溜まると、煙突内で火災が発生することがあります。予防には、こまめに煙突の掃除をすることが効果的です。

これからの季節は、気温が下がり、火を使う機会が増加しますので、火の元には十分注意しましょう。

〈問合せ先 東通消防署 27-2199〉

東通村消防団災害支援団員を募集します

東通村消防団では、団員数が減少している中でも多様な災害に対応するため、火災や災害等にものみ従事する「災害支援団員」を募集します。

入団の要件等は次のとおりですので、希望される方、詳細を確認したい方は役場担当までご相談ください。

【要件】過去に消防団員として5年以上の経験を有する者及び元消防職員で70歳未満の方

【処遇】年報酬10,000円、その他基本団員と同等

〈問合せ先〉総務課安心生活グループ ☎27-2111 (内線292)